

2018年（平成30年）11月8日

大阪刑務所長 殿

大阪弁護士会

会 長 竹岡 富美男

要 望 書

申立人A氏（以下「申立人」という。）より、当会に対し、人権侵害の事実があったとして、適切な救済措置を求める旨の申立がありました。

当会人権擁護委員会において慎重に審査しました結果、人権侵害のおそれがあると認めましたので、以下のとおり要望します。

第1 要望の趣旨

受刑者の入浴時にひげそりのための安全カミソリを貸与する際には、称呼番号を職員だけでなく、受刑者自身にも確認させるよう要望する。

第2 要望の理由

1 認定した事実

申立人が、平成27年9月3日の入浴の際に、刑務官より称呼番号を呼び上げられて安全カミソリを手渡されたが、申立人の称呼番号と異なる他人のものであった。

上の認定事実について被申立人は認めている。

2 当会の判断

殺菌等の感染予防が行われていない状態で、他人が使用した安全カミソリを使用すると、付着した血液により、B型及びC型肝炎、エイズ（後天性免疫不全症候群）などのウィルスに感染する危険があり、受刑者の生命・身体の安全が害されるおそれが認められる。

疾病予防の観点だけではなく、現在、他人の使った安全カミソリや歯ブラシ等の洗面具を水洗いしたまま使い回すことは一般に行われておらず、心理面で

も大きな抵抗感を覚えるのが通常である。

この点、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第56条においては、刑事施設の被収容者に関する保健衛生及び医療の原則として、「刑事施設においては、被収容者の心身の状況を把握することに努め、被収容者の健康及び刑事施設内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとする。」と定めている。本件のように他人の使用した安全カミソリを渡されることがあるとすれば、社会一般の保健衛生の水準を満たすとはいえず、人権侵害のおそれがある。

本件では、申立人が呼称した称呼番号と安全カミソリに表示してある称呼番号との照査を担当職員が怠ったことによって、申立人が他人の安全カミソリを受け取ったものであるところ、貴所は、本件が生じた後に、安全カミソリ貸与時の称呼番号確認を徹底するよう指示することによって再発防止を図るとの回答をした。

しかし、従前も称呼番号の確認は徹底されていた筈であり、それにもかかわらず本件が生じたのであるから、「確認を徹底する」というだけでは、再発防止策としては不十分であり、他人の安全カミソリを貸与するおそれを払拭することはできない。

他人の安全カミソリの使用によって生じるウィルス感染は、ウィルスの種類によっては完治不可能な感染症をもたらす可能性もあり、極めて深刻な状態をもたらすものである。とりわけ受刑者は、その立場上刑務所内の規律に従って日々生活を送らなければならず、個人で別途安全カミソリを保管できる立場にないため、他人の安全カミソリが渡されることにより生じる生命・身体の安全への侵害を回避することは容易ではない。

したがって、他人の安全カミソリが渡されることを防止するために、受刑者に安全カミソリを貸与する際には、称呼番号を職員だけでなく、受刑者自身にも確認させるよう要望する。

以上